

## 重要文化財 専修寺楼門 保存修理工事

### 公募型指名競争入札参加者募集要項

1. 工事件名 重要文化財 専修寺楼門 保存修理工事
2. 工事場所 栃木県真岡市高田1482
3. 工 期 契約日翌日～令和6年12月15日（予定）
4. 建物概要 楼 門 一間一戸楼門、入母屋造、茅葺、下層平面積17.015㎡、上層平面積15.055㎡  
軒面積61.190㎡、屋根面積131.68㎡
5. 工事概要 楼 門 仮設工事 ー組立用素屋根建設・解体、茅葺用丸太足場  
基礎工事 ー柱礎石、地覆石、雨落石据付け、軒下叩き、排水溝等整備、鉄骨柱脚根巻石取付  
木工事 ー建物組立、新材加工、古材繕い  
屋根工事 ー茅葺施工  
建具工事 ー建具補修、建具金物新調  
雑工事 ー防蟻土壌処理、火災報知設備設置、避雷設備復旧、修理銘板  
構造補強工事 ー小口径杭工、基礎コンクリート工事、鉄骨工事  
共通仮設費 ー格納棚解体、仮囲い建設・解体等
6. 入札参加資格
  - (1)建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知書の建築一式の総合評定値が730点以上であること。
  - (2)平成28年より令和4年までに、関東甲信1都8県の国指定の国宝・重要文化財建造物の根本修理（解体工事又は半解体工事）の経験ある者。  
または、栃木県内に本社または支店があり、平成28年より令和4年までに国指定文化財修理（屋根葺替及び部分修理を除く）の元請けの経験がある者。
  - (3)文化財建造物の施工管理の経験がある者を、常駐させることができる者。
  - (4)会社更正法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申し立てをしていない者であること。
  - (5)民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者であること。

※特記 入札参加者等及び下請業者が暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者をいう。）でないこと。
7. 提出書類 会社概要、工事経歴、財務諸表、文化財建造物修理工事履歴書『上記6の(2)の範囲』  
大きさはA4サイズとする。  
[令和5年度栃木県および真岡市入札参加資格審査書類（工事）と同等の書類]
8. 受付日時 令和5年 6月12日までの  
午前9時より午後3時までの間（郵送可）
9. 受付場所 専修寺 寺務所（〒321-4511 栃木県真岡市高田1482）  
代表役員 輪番 栗山 純秀
10. 指名業者通知 令和5年 6月15日以降（予定）